

資料12

消防設備業者の責務及び消防設備業の届出等

第1 消防用設備業者の債務（条例第55条の5の5）

1 趣旨

本条は、消防設備業者の悪質な工事、整備、点検又は販売を防止する観点から、誠実な事業活動と火災の予防について責務を課すとともに、その事業活動に関して火災予防上不適当な行為を禁止したもの。

2 解説

(1) 消防設備機器とは、次のものをいう。

ア 法第17条第1項に規定する消防用設備等（政令第7条に規定する簡易消火用具、非常警報器具及び消防用水（防火水槽に代わる貯水池その他の用水に限る。）を除く。）

イ 法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等

ウ 住宅用火災警報器

エ 住宅用自動火災報知設備

オ 住宅用消火器

カ エアゾール式簡易消火具

キ 住宅用自動消火装置

ク 住宅用スプリンクラー設備

ケ 固定型消火機器

コ 天ぷら油消火用簡易装置

サ 明示物

(2) 消防設備業の対象となる「工事」とは、消防設備機器（消防用水については、導水装置、加圧送水装置その他の採水上必要な装置を設けるものに限る。（3）において同じ。）の新設、増設、移設又は改修（新たに設計を要するものに限る。）をいい、現在市販されている消火器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具及び固定型消火機器は、一般的に工事の対象にならない。

(3) 消防設備業の対象となる「整備」とは、消防設備機器の改修（工事の対象となるものを除く。）をいう。

(4) 消防設備機器に係る電源、水源（消防用水にあつては水槽）又は配管の部分についてのみの工事又は整備を行う事業者は、本条の消防設備業者には該当しない。

(5) 消防用水に設ける導水装置、加圧送水装置その他の採水上必要な装置についてのみの工事又は整備を行う事業者は、本条の消防設備業者に該当する。

(6) 消防設備業の対象となる「点検」とは、法的義務の有無にかかわらず、消防設備機器の設置状況、構造、機能等の維持管理状況について確認することをいう。

(7) 「工事、整備又は点検」に係る消防設備業者には、元請事業者のほか、下請等の事業者も含む。

(8) 消防設備業の対象となる「販売」とは、消防設備機器について対価を得て他人に財産権を移転する行為であり、販売業者が防火対象物の関係者や一般消費者に売り渡す行為をいう。また、「販売」に係る消防設備業者には、郵便、電話、マスメディア、パーソナルコンピューター等を活用した通信販売事業者も含む。

なお、リース契約は、一定の対価と引き替えにその物の使用収益権を一定期間譲渡する賃借契約であることから、「販売」に該当するものである。

(9) 東京消防庁管外に事業所を有するものであっても、東京消防庁管内の防火対象物における消防設備機器の工事、整備若しくは点検を行う場合又は東京消防庁管内において防火対象物の関係者や一般消費者に対して消防設備機器の販売を行う場合は、本条が適用される。

(10) 火災予防上不適当な行為の例としては、以下のようなものが想定される。

ア 第2項第1号関係

第1号に該当することがある行為の例としては、法令に基づき、防火対象物に設置され、又は維持管理されるべき消防設備機器に係る次の行為が考えられる。

(ア) 法令上、消防設備機器に要求される機能又は性能等を欠落させることとする工事又は整備行為

- (イ) 法令上、消防設備機器に要求される設置又は維持の状態を欠落させることとする点検行為
- (ウ) 法令上、消防設備機器に要求される機能又は性能等を持たないものの販売行為
- (エ) 具体例
 - a 法令上、漏電火災警報器の設置が義務付けられている対象物において、消防設備業者が受信機を変流器の確認を行わずに交換したため、変流器と互換性がとれなくなり、法第17条第1項に基づく技術上の基準に適合しない状態を生じさせた場合
 - b 法令上、ハロゲン化物消火設備の設置が義務付けられている対象物において、消防設備業者が総合点検実施時、起動操作を実施しなかったことにより、設備の起動不良を引き起こす基盤不良を発見できなかった場合
 - c 条例上、住宅用火災警報器の設置が義務付けられている対象物において、消防設備業者が居住者の承諾を得ないで、点検と称して住宅用火災警報器を持ち出し、条例第55条の5の4に基づく技術上の基準に適合しない状態を生じさせた場合
- イ 第2項第2号関係

第2号に該当することがある行為の例としては、自主的に設置され、又は維持管理される消防設備機器に係る次の行為が考えられる。

 - (ア) 自主設置されることにより、火災の予防、警戒、発見、通報、消火若しくは拡大の防止又は避難若しくは消防活動に関し、防火対象物の安全性向上に寄与することとなる消防設備機器の機能又は性能等を欠落させることとする工事又は整備行為
 - (イ) 自主設置されることにより、火災の予防、警戒、発見、通報、消火若しくは拡大の防止又は避難若しくは消防活動に関し、防火対象物の安全性向上に寄与することとなる消防設備機器の設置又は維持の状態を欠落させることとする点検行為
 - (ウ) 一定の機能又は性能等が、法令上要求される消防設備機器にあつては、当該要求される機能又は性能等を有しないものの販売行為
 - (エ) 機能又は性能等について法令上の要求のない消防設備機器にあつては、社会通念上当該消防設備機器に確保されるべき機能又は性能等を著しく欠くことにより、それを設置した場合に火災の予防、警戒、発見、通報、消火若しくは拡大の防止又は避難若しくは消防活動に支障を及ぼすと認められる販売行為
 - (オ) 具体例
 - a 法令上、設置義務のない自主設置された消火器10本のうち、消防設備業者が関係者の承諾を得ないで、かつ、代替消火器を設置する前に点検と称して5本を持ち出した場合
 - b 条例上、設置が義務付けられていない住宅用火災警報器を、消防設備業者が居住者の承諾を得ないで、かつ、代替器具を設置しないで点検と称して持ち出した場合
- (11) 消防設備業者の従業員（消防設備士、消防設備点検資格者、その他の者）が行った火災予防上不適当な行為にあつては、当該消防設備業者に当該従業員の管理監督責任があるものであり、本行為は消防設備業者の行った火災予防上不適当な行為として捉えるものとする。
- (12) 火災予防上不適当な行為であるか否かについては、個々の具体的事案ごとに判断するものとする。

第2 火災予防上不適当な行為を行っている疑いがあると認められる消防設備業者に関する調査（条例第55条の5の6）

1 趣旨

消防設備業者により、火災予防上不適当な行為に該当すると疑われる行為が認められる場合、当該行為が条例違反に該当するか否かを確認するため、必要な調査を行うことを定めたものである。

2 解説

- (1) 悪質な訪問販売や点検等の行為が行われ、又は行われた可能性があるとして、消防機関が住民等から情報を得た場合には、火災予防上不適当な行為の有無等について、消防職員が現場に向向くなどして、現場調査を実施する。具体的には、関係者からの供述録取、立入検査等を行う。
- (2) 火災予防上不適当な行為の内容が、契約や取引の仕組み等に関連する場合には、東京都消費生活条例（平成6年東京都条例第110号）に抵触する場合もある。

第3 火災予防上不適当な行為を行っている消防設備業者に対する是正指導及び勧告（条例第55条の5の7）

1 趣旨

前条の調査の結果、消防設備業者が本条例の規定に違反し、火災予防上不適当な行為を行っている場合に、当該業者に対し、違反事項を是正するよう、指導及び勧告することができることを定めたものである。

2 解説

- (1) 条例第55条の5の5第2項の規定に違反し、火災予防上不適当な行為を行っている認められる消防設備業者に対しては、まず書面により違反是正のための指導が行われる。この際、始末書や改善対策書等を求める場合もある。
- (2) 過去3年以内に指導書が2回交付された消防設備業者に対し、条則別記第2号様式の7に定める「火災予防上不適当な行為の是正勧告書」により、違反是正のための勧告が行われる。

第4 勧告に従わない場合の公表（条例第55条の5の8、条則第11条の14、条則第11条の15）

1 趣旨

条例の規定に違反している消防設備業者に対し、是正指導及び勧告を行った結果、勧告に従わない場合には、その旨を公表できることを定めるとともに、公表に先立ち、公表される者の権利保護を図る観点から、「意見を述べ、証拠を提示する機会を与える」手続を設けたものである。

2 解説

- (1) 消防設備業者が勧告に従わない場合又は過去3年以内に勧告を受け、さらに指導を受けた場合は、当該勧告の内容及び消防設備業者名等について公表がなされるが、それに先立ち、当該消防設備業者に、条則別記第2号様式の8に定める「火災予防条例に基づく意見陳述の機会の付与について」により意見陳述の機会が付与される。
- (2) 前(1)の結果、その意見書の内容（口頭による場合は、意見陳述の内容）に正当な理由がない場合又は提出期限内に意見書の提出（口頭による意見陳述）をしなかった場合は、条則第11条の14第2項に規定する事項について公表（東京都公報への登載、消防署及び出張所の掲示場への掲示並びに東京消防庁ホームページへの掲載等）がなされる。
- (3) 条例第62条に規定する届出がされていない消防設備業者にあっても、条例第7章の2（消防設備業）の規定は適用される。

第5 消防設備業の届出等（条例第62条）

1 趣旨

本規定による届出は、消防機関があらかじめ消防設備業者の事業概要や所在、名称等を把握しデータ管理しておくことにより、消防設備業者による火災予防上不適当な行為が発生した場合等に、消防機関が速やかに対応し、都民の被害の未然防止及び低減を図るためのものであるとともに、法令改正等に関する情報提供や日頃の適正な業者指導を円滑に行うために規定されたものである。

2 解説

- (1) 実態上、「販売」が行われる消防設備機器としては、防火対象物の関係者や一般消費者自らが購入し、容易に設置することができる住宅用火災警報器、消火器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、固定型消火機器等が考えられる。
- (2) 海外製品の輸入業者であっても、防火対象物の関係者や一般消費者に消防設備機器を販売する場合は、届出対象となる。
- (3) 消防設備業の届出対象となる消防設備機器には、検定品及び評定品等の認証品に限定することなく、これらと、同等の性能を有するもの又は類似品を含む。
- (4) 工事及び整備の区分には、法第17条の5に規定する工事及び整備にかかわらず、住宅用火災警報器等を設置する工事、住宅用自動火災報知設備の受信機の整備等も含む。

第6 消防設備業の変更及び廃止の届出（条例第62条の2、条則第18条）

1 趣旨

前条に基づき届出がなされた消防設備業に関するデータについて、その業務実態等を適切に把握しておくことが必要なことから、届出内容に変更があった場合や業務を廃止した場合に、遅滞なく消防機関に届け出るべきことについて定められたものである。

2 解説

- (1) 変更の届出は、届出者、事業所、業務の種類及び業務の内容に変更があった場合に行う必要がある。
- (2) 廃止の届出は、届出者が事業全般を廃止した場合のみならず、消防設備業のみを廃止した場合も必要となる。

第7 承継（条例第62条の3、別記参照）

1 趣旨

消防設備業者について、相続、合併又は分割があった場合は、その相続人、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により当該消防設備業を承継した法人は、消防設備業者の地位を承継することとされた。

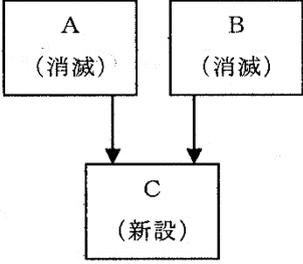
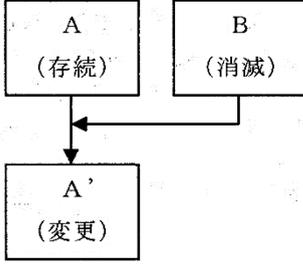
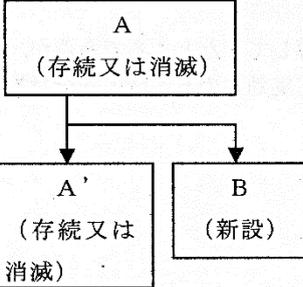
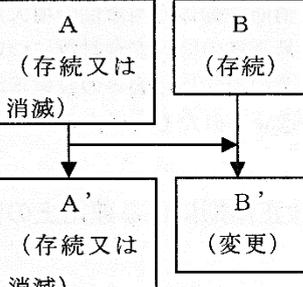
また、消防設備業者の地位を承継した者は、消防設備業の変更又は廃止の届出の義務を承継することとされた。

2 解説

消防設備業の地位の承継による届出等の取扱いについては、合併及び分割の形態により、届出者や届出内容が異なる。

別記

消防設備業の地位の承継による届出等の取扱い

相 続	相続人は、消防設備業の届出をした者の地位を承継することから、変更又は廃止の届出義務が生じる。	
合 併	<p style="text-align: center;">新設合併</p>  <p>二以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの。(会社法第2条第28号)</p>	<p style="text-align: center;">吸収合併</p>  <p>会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの。(会社法第2条第27号)</p>
	<p>A : 義務なし B : 義務なし C : Cの新規届出義務, A及びBの廃止届出義務</p>	<p>A' : 変更届出義務及びBの廃止届出義務 B : 義務なし</p>
分 割	<p style="text-align: center;">新設分割</p>  <p>一又は二以上の株式会社又は合同会社がある事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させること。(会社法第2条第30号)</p>	<p style="text-align: center;">吸収分割</p>  <p>株式会社又は合同会社がある事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させること。(会社法第2条第29号)</p>
	<p>B : 新規届出義務及びAの廃止届出義務 (Aの地位を承継しているため) ※ 分割の結果, Aが消防設備業を縮小継続する場合は, A'が変更届出をする。</p>	<p>B' : 承継する前に消防設備業を営んでいない場合, 新規届出義務及びAの廃止届出義務 (Aの地位を承継しているため) 承継する前から消防設備業を営んでおり, その旨の届出をしている場合, 変更届出義務及びAの廃止届出義務 (Aの地位を承継しているため) ※ 分割の結果, Aが消防設備業を縮小継続する場合は, A'が変更届出をする。</p>